

鈴鹿中学校・鈴鹿高等学校と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との 高大連携に関する協定書

学校法人鈴鹿享栄学園鈴鹿中学校及び鈴鹿高等学校（以下「高校等」という。）と学校法人享栄学園鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部（以下「大学等」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学等と高校等は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 大学等の授業科目への特別聴講学生又は科目等履修生の受入れ
 - (2) 大学等の各種公開講座への聴講生の受入れ
 - (3) 大学等教員による高校等への出張講義
 - (4) 教育についての情報交換及び交流
 - (5) その他、双方が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成27年8月1日をもって発効し、有効期間は、平成28年3月31日までとする。
ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学等又は高校等のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、大学等と高大連携を実施する高校等の代表者によって構成する鈴鹿大学高大連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学等に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は4通作成し、両者署名押印のうえ各1通を保管する。

平成27年 7月30日

鈴鹿市郡山町663番222

鈴鹿大学

学長 市原 聖治



平成27年 7月30日

鈴鹿市郡山町663番222

鈴鹿大学短期大学部

学長 市原 聖治

平成27年 7月30日

鈴鹿市庄野町1230

鈴鹿高等学校

校長 的場 敏



平成27年 7月30日

鈴鹿市庄野町1230

鈴鹿中学校

校長 渡辺 久美

